

平成27年5月18日

申請者の皆様へ

実務経験による監理技術者の資格要件の変更について

平成27年4月1日より、改正建設業法施行規則が施行されるのに伴い、一般建設業の技術者(主任技術者)の要件が緩和されました。

これに伴い、実務経験による監理技術者の資格要件も下表のとおり変更となっておりますので、お知らせいたします。

<変更点>

「大工工事業」の資格要件として、新たに「**型枠施工**」の技能検定が追加されました。

平成27年4月1日以降			
建設業の種類	関係法令	資格	合格証明書等
大工工事業	建設業法	二級建築施工管理技士(「躯体」又は「仕上げ」)	技術検定合格証明書
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
		木造建築士	〃
	職業能力	一級建築大工・ 型枠施工	技能検定合格証書
	開発促進法	二級建築大工・ 型枠施工	〃

本件に関するお問合せ先
(一財)建設業技術者センター管理部
電話:03-3514-4711